

法人格を持つとは？

法律行為の主体として法人名で契約できるようになる。企業や行政と組んで活動しやすくなる。

NPOの特徴

政府から独立し、利益は分配せず、継続的かつ自発的な活動をし、社会的な使命(ミッション)を目標としている。

公益と共益とは？

共益とは特定の者の利益で、公益は不特定多数の利益。NPO法人は後者を目的とする。

NPO法

「特定非営利活動促進法」
営利を目的としない団体に法人格を付与することにより、社会的な信用度を高めることを目的に作られた法律。

行政・企業・市民の連携

政府と営利企業により構成された社会に、市民セクターが加わり、お互いの立場を最大限に生かし、補いながら連携していくのが理想。

非営利活動

営利を目的としない活動のこと。有償でも余った収益は分配せず、次の活動に使う(株式会社は営利を目的とし、利益を配分する)。

NPOとは？

自由で自立的に活動する民間の非営利団体。法人格の有無を問わないが、法人格を有するものに財団法人・社団法人などがあり、今回、NPO法による認証法人が加わることになる。主に社会福祉、環境、人権、女性、まちづくり、文化などの分野で活動している。

NPOとの
ちがい

NGO

非政府組織で、民間の非営利
団体。日本では国際的な活動
を行う団体のイメージが強い。
NPOと同じ。

ボランティア

自分の意思で活動し、見返り
を期待しない社会貢献活動。
ボランティアは営利活動を行
わないが、NPOは収益事業を
行うことができる。

ワーカーズコレクティブ
全員が出資者で経営者という
新しい働き方。

NPOを知るためのキーワードを拾っ
てみました。あなたはイメージするこ
とができましたか？次はもっと具体的に内
容をみていきましょう。

インタビュー1

NPO サポート隊は今?

静岡県生活・文化部 ボランティア専門監 渡辺豊博さん



プロフィール
渡辺豊博(わたなべとよひろ)
静岡県職員。平成8・9年に(財)日本グラウン
ドワーク協会事務局長として派遣される。平成10
年度から現職。自身も地域で10年間のボランティア
活動の実績をもつ。

「NPO」って何なのか。ボランティアとは何が違うのか。
最近新聞紙面に盛んに登場する「NPO」。次から次へと生じる素朴な疑問の数々。・・・全国初のボランティア専門監である渡辺豊博さんをお訪ねして、その疑問を解いていただくことにしました。

ボランティア専門監?

Q ボランティア専門監は何人いるのですか。
A 私だけです。全国唯一の職で、今年度から設けられました。
Q なぜ渡辺さんが?

具体的なお仕事は?

Q お仕事を具体的に教えてください。
A 県民生活課ボランティアスタッフ2人と共に、広くボランティアなどを育てていくためのサポート隊をしています。
Q 県がボランティアのサポート隊?
A 今までは、市民が行政に任せきりという

依存型の社会でした。これからは、共生型でやっていかなくてはならない時代です。
Q 市民だけでなく、企業との関わりも出てくるでしょうね。
A そうです。市民と企業との連携をサポートしていくのも大切な役目です。行政は豊富な情報を提供し、企業も資金援助をしていくという市民・企業・行政のパートナーシップがこれからの社会で重要です。

動きだしたNPO

Q 既に何か行っているのですか?
A 行政でもシステムづくりが必要で、県職員、市町村職員を対象に勉強会を開いて意識改革を進めています。また、ふじのく



Naononon.

Q ところで、今お話に出てきた「NPO」は、今年になって新聞などでよく目にしますが、実態がつかめないのです。
A NPOという語のみがファッション化して、ひとり歩きをしているようにみえます。今までもNPOはあったのです。
Q では、なぜ今NPOがクローズアップされたのですか。
A 阪神・淡路大震災でのボランティアの活躍が市民の活動をサポートしようという動きを加速させたのです。その結果、NPO法が成立したためです。

ボランティアとNPOは違うの?

Q まずボランティアとは?
A ボランティアは、自分の都合のつく中で行う継続の確約のない活動です。確かに社会に役立つことをしていますが、その満足は基本的には個人のもので、そのためにこの活動が社会を変えることは困難です。
Q ではNPOは?
A NPOは社会的な使命、目的をもって自発的、継続的に活動を行う民間の組織です。その事業には環境保全の植林事業のような50年から100年続けなければ目的を達成できない

インタビュー2

民間団体が「NPO市民講座」を開催

(社) 浜松青年会議所



活動の熱気が伝わってくる事務所にて

本年度の事業の一つとしてNPO政策委員会を発足し、「NPO市民講座」を開催した社団法人浜松青年会議所(以下「浜松JC」)。民間団体として講座を企画した「趣旨」をNPO政策委員長である間瀬和幸さんに伺いました。

「浜松JCが「NPO市民講座」を開催したきっかけは、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災で、市民やボランティアの活動の重要性が再認識されたことです。そして、企画と前後して、今春「特定非営利活動促進法」いわゆる「NPO法」が成立しました。

浜松JCでは、これを期に従来の「行政」と「企業」の二元型社会から三つめの「市民セクター」の確立に向けて、第一歩を踏み出したいと考えました。さらに、「NPO」を理解してもらい支援していくには、行政だけでなく民間の側からもバックアップしていく必要があります。そこで浜松JCでは六つの政策室の一つである「まちづくり政策室」にNPO政策委員会を発足させ、3回の「NPO市民講座」を開催しました。

この講座は「NPOの概念」「個人の意識の持ち方」「NPOを取り巻く社会の仕組み」という三つの流れで進め、NPOの専門家を招き、講演やパネルディスカッション等を行いました。第1回の講座では、300人近い参加があり、その多くが女性でした。どの講座も皆さん真剣に受講されていました。来年度の事業に「NPO政策」が取り上げられ、更なるNPOの推進に取り組みたらと考えています。取材後、間瀬さんは次のように語っています。「これから、(NPO法に基づく) 認証や相談窓口が市町村にもできれば(NPO法では県) 市民にとって「NPO」がより身近なものになっていくのではないのでしょうか。また、「NPO」という言葉だけが先行してしまい、その内容まで理解している方が少ないという現状です。今後、そのギャップをどう埋めていくかということも課題でしょう」浜松JCは、民間団体の手でNPOを後押ししようという先駆的な事業を行い、今、次の課題を見つめています。



NPO市民講座について語る間瀬和幸さん

迷っていないで「NPO相談窓口」

をたたいてみてください。

どんな相談でもスタッフが丁寧にあ

なたの疑問にお答えします。

静岡県生活・文化部県民生活課

『NPO相談窓口』

TEL 054-221-2993



い社会的事業があげられます。

Q NPOは法人格を持つことができる組織
ということですが。

A NPO法により認証を受けると法人格を
得られるようになります。ボランティアで
は個人名で行う契約・納税・財産管理をN
POは法人名で行うことができます。なか
には職員を雇うところもあるでしょう。

Q 非営利団体なのに人を雇えるのですか。

A 非営利ということは、利益を分配しない
ということ、利益を生じてはいけないとい
うこととは違います。

Q NPOとして法人格を得た場合のメリッ
トはどのようなことでしょうか。

A 契約の主体となることができることのほ
か、非営利の公益的な活動であることが社
会的に認知され、個人や団体から協力を得
られるなど活動しやすくなることが期待で
きます。

メリット

Q NPOとして認証を受けるとよいことば
かりのようにも思えますが、デメリットは



取材ではNPOの活動理念や県知事の認証の意味が強調された

あるのでしょうか。

A 法人格を取得することにより情報の公開
が義務付けられます。税金も支払います。
社会的に認められるということは、社会的
責任も全て果たさなければなりません。決
して全ての市民活動がNPOの認証を受け
る必要があるわけではないのです。

諸外国では

Q 我が国では耳新しい語のように思います
が・・・

A アメリカでは100年前に、イギリスでは150
年前に既に市民活動に関する法律が作られ
ています。個人の労働力(ボランティア)
に支えられ、これを組織するNPO(英国
ではボランティア)といった役割分担があ
り、それぞれの立場で社会に貢献してきて
います。

今後について

Q これからの社会はどのようなようになってい
くのでしょうか。

A NPO法の成立により市民・行政・企業
が対等なステージに立ち、社会を動かして
いく窓が開いたところです。NPO法の成
立は組織の自律(自己責任)を位置付けたも
のと言えるでしょう。

これからは自己責任で活動する団体相互
の協力関係により社会がつけられていくの
でしょう。